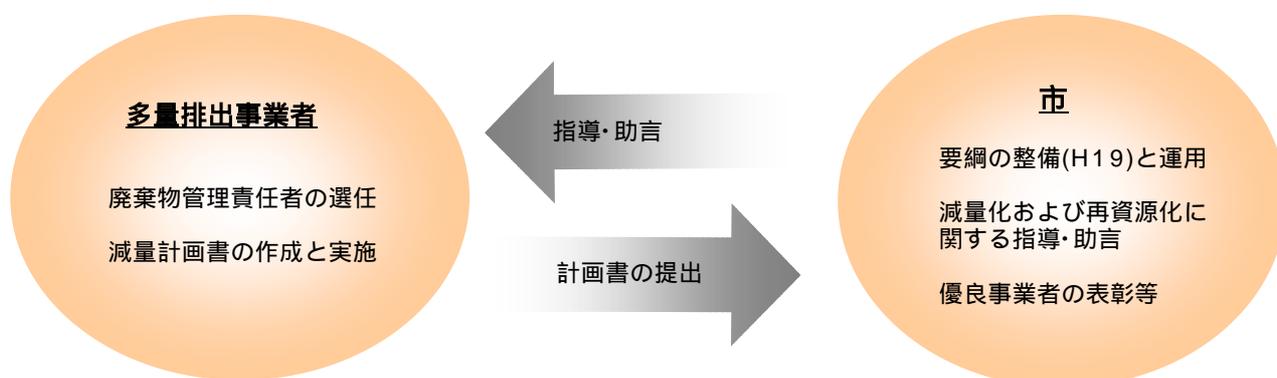


多量排出事業者による事業系一般廃棄物の減量化および再資源化への取組に関する制度の概要について

本市では、事業系一般廃棄物のほとんどを本市総合環境センターで処理していることや、産業廃棄物と区分して処理しなければならないことなどから、これまで分別など「適正処理」を中心とした事業所指導を行ってきました。

一方、国においては、排出抑制を基調とした循環型社会の構築という廃棄物対策の方針を示すとともに、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法の改正等により、近年、事業者に対するごみの減量化や再資源化への働きかけを強化してきており、また、本市においても、先般「秋田市廃棄物減量等推進審議会」から事業系一般廃棄物の減量に向けた取組を実施すべきという提言を受けたところです。

このような背景をふまえ、さらなる事業系一般廃棄物の減量化、再資源化対策を進めるため、平成20年度からごみを多く排出する事業者を対象に「減量計画書の作成」や「廃棄物管理責任者の選任」等の取組を求めることとしたものです。



対象者

「大店立地法で規定する小売業の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗」および「ビル管理法で規定する特定建築物で年間36トンの以上の事業系一般廃棄物を排出する建築物」について管理権限を有する者 *対象は約120社

廃棄物管理責任者の選任等

該当事業者は、その建物から排出する事業系一般廃棄物の種類・量・処理方法等の把握や、分別排出および分別回収の適正な実施に関する点検を行うなど、減量化および再資源化を推進する「廃棄物管理責任者」を選任し、市に選任届出書を提出します。

減量計画書の作成等

該当事業者は、事業系一般廃棄物の減量化、再資源化および適正処理を計画的に推進するため、毎年度「事業系一般廃棄物減量等計画書」を作成し、市に提出します。

指導・助言

市は、該当事業者から提出された減量計画書を審査し、必要な指導や助言を行います。

優良事業者の表彰等

市は、事業系一般廃棄物の減量化および再資源化への取組が特に優れている事業者の公表や表彰を行います。